



2025 年 4 月 28 日

各 位

株式会社クシム
仮代表取締役 大月 雅博
(証券コード：2345 東証スタンダード市場)
(お問い合わせ先) 仮代表取締役 大月 雅博
電話 03-6427-7380 (代表)

内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、本日付で内部統制報告書の訂正報告書を金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、関東財務局に提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当職は、仮代表取締役、すなわち、取締役が欠けた場合又は会社法若しくは定款で定めた取締役の員数が欠けた場合、裁判所が必要があると認めるときに、取締役の職務を一時行ふべき者として、2025 年 4 月 1 日、東京地方裁判所から選任された者です（会社法 346 条 2 項）。本件に即して申し上げるなら、2025 年 4 月 1 日に、元々務めていた取締役（「旧経営者」といいます。）から引き継いでから、次の取締役が選任され、就任するまで（現時点では、2025 年 4 月 30 日開催の株主総会で、次の取締役の選任が予定されております。）の極めて短期間のみ、保全的な意味合いで取締役としての職務を暫定的に務めるにすぎない者です。したがって、当社の状況については、旧経営者から報告を受けた内容以上のことを承知しておらず、しかもその真偽について検証することはできておりません。よって、下記報告についても、旧経営者から報告を受けた内容のまま報告するものです。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第 28 期 内部統制報告書（自 2022 年 11 月 1 日 至 2023 年 10 月 31 日）

2. 訂正の内容

上記の内部統制報告書のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたしました。なお、訂正箇所には下線を付して表示しております。

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、株式会社カイカエクスチェンジホールディングスについては、2023年10月31日付けで取得し連結子会社となったものであり、株式会社カイカエクスチェンジ及び株式会社カイカキャピタルは株式会社カイカエクスチェンジホールディングスが株式を100%保有している会社であります。内部統制の評価に必要な相当の期間が確保できないことから、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な評価手続が実施できませんでしたが、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

上記のとおり、株式会社カイカエクスチェンジホールディングスについては、2023年10月31日付けで取得し連結子会社となったものであり、株式会社カイカエクスチェンジ及び株式会社カイカキャピタルは株式会社カイカエクスチェンジホールディングスが株式を100%保有している会社であります。内部統制の評価に必要な相当の期間を確保できないことから、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な評価手続が実施できませんでした。

また、当社は、証券取引等監視委員会事務局開示検査課から、暗号資産の評価にかかる会計処理の妥当性について指摘を受けるなどしておりましたところ、下記の次第で財務報告に係る内部統制の不備が認められ、かつ、当該不備は財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当連結会計年度末時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、証券取引等監視委員会事務局開示検査課より、当社が保有していた暗号資産の評価減に係る損失計上時期の妥当性について疑義がある（以下、当該疑義を「本件疑義」といいます。）との指摘を受けたため、当社と利害関係の無い外部専門家で構成される特別調査委員会を設置し、2025年2月13日より調査を進めてまいりました。

その後、当社は、2025年3月31日付で、当社が2024年10月期第2四半期（2024年4月末時点）において実施した前記暗号資産の評価減にかかる会計処理を2023年10月期において実施すべきであった旨の特別調査委員会の見解が記載された調査報告書を受領しました。加えて、証券取引等監視委員会事務局開示検査課による調査の過程において、当社グループが保有する投資有価証券評価損の計上時期についても、過年度での処理とする訂正が必要であることが判明しました。

当社は、これら調査結果等を踏まえ、2023年10月期の有価証券報告書並びに2024年10月期第1四半期及び同第2四半期の四半期報告書についての決算訂正を行うこととし、また、当社の財務報告に係る内部統制の再評価の結果、以下の決算・財務報告プロセスにおける不備があったと判断いたしました。

(1) 経営陣の会計基準等の遵守に関する確認不足

本件疑義における暗号資産の評価についての解釈及び処理方法等には様々な捉え方が出来得る状態であったところ、これは会計上の専門的な判断を伴うものでもあったにもかかわらず、最も妥当と考えられる暗号資産の評価に関する会計処理について専門性の高い検証や確認が不十分であった不備

(2) 経理部門の脆弱性

当社の経理部門の体制について、限られた人数で行っており、会計基準適用の判断のための暗号資産の評価に関する専門的な知識と検証を行う体制が整備されていなかった不備及び子会社保有の資産の評価に係る資料の徴求や確認が不十分であった不備

(3) 他の役員によるモニタリング機能の不十分性

重要な会計論点等についての議論・モニタリングを行うための規程が整備されていなかった不備

当該不備は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼしており、当社は、決算・財務報告プロセスに係る内部統制の一部について、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関しましては、当該事項の判明が当連結会計年度の期末日後であったため、当該不備を当連結会計年度末日までに是正することができませんでした。なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、すべて連結財務諸表及び財務諸表に反映しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、これらの開示すべき重要な不備を是正するために、特別調査委員会からの指摘・提言も踏まえ、以下の再発防止策を実行し適正な内部統制の整備及び運用を図ってまいります。

再発防止策

(1) 経営陣の会計基準等の遵守に関する確認不足

- ・監査法人をはじめとする外部専門家との重要な会計論点の議論
- ・経理部門の十分な人員体制の構築
- ・複雑な会計処理に関する研修会

(2) 経理部門の脆弱性

- ・経理体制の強化

・社内勉強会の実施

・外部専門家の活用

(3) 他の役員によるモニタリング機能の不十分性

・重要な会計論点についての議論・モニタリングを行うための規程の整備

以 上